

平成27年10月15日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長 藤井 康弘 様

精神保健福祉事業団体連絡会
代表 伊澤 雄一


障害者総合支援法の見直しに係る要望について

平成28年度に見直しが予定されている障害者総合支援法について、精神障がい者の地域移行・地域定着支援の積極的な推進や障害特性を踏まえた施策の推進と制度の一層の充実から、以下のとおり要望いたします。

- 1. 精神科医療機関と連携・協働して行う精神障がい者の地域移行及び地域定着支援を推進する「地域体制推進コーディネーター（仮称）」を創設してください。**
 - 長期入院者の退院促進に加えて、改正精神保健福祉法では医療保護入院者を早期に退院させるための支援策が実施されているところですが、医療機関と連携した取組について総合的かつ円滑に推進できるよう上記事業を創設してください。
- 2. 精神障がい者の地域移行及び地域定着を踏まえた、グループホーム等の居住支援の施策の拡充をお願いしたい。**
 - 精神障がい者の地域移行の促進から、グループホーム等の居住支援の拡充は喫緊の課題であり、地域事情やニーズに応じて、福祉専門職を配置した拠点機能を備えたグループホームなど、幅広い居住支援が可能となる仕組みが必要です。
- 3. 精神障がい者の障がい特性に応じた日中活動を保障する観点から、現行の地域活動支援センターの事業は極めて有効な社会資源であるため、市町村格差が生じない適切な運用をお願いしたい。**
 - 精神障がい者の生活支援には、ドロップイン機能を持った緩やかな日中活動が可能となる社会資源が必要です。現行の地域活動支援センターは市町村事業のため地域間格差が拡大していることから、設置基準の是正措置が必要です。
- 4. 就労継続支援A型事業は保護的雇用を担う事業であることから、実施する生産活動が最低賃金を保障できる事業であることを事業者の指定要件に加えていただきたい。**
 - 現在、一部で起こっているA型事業所のモラルハザードの問題は、最低賃金を保障する生産活動を行わず、事業運営を補助金や事業報酬に依存することで生じることが指摘されており、課題解決としては、旧法の福祉工場に準じた基準が必要です
- 5. 働く場における就労支援事業の利用料の徴収については、一般労働施策との格差があることから、廃止をしていただきたい。**
 - 一般の労働施策では、求職者支援制度により無償で訓練を受けながら一定の条件で給付金が支給される仕組みとなっており、障がい者の就労支援事業と一般労働施策との整合性や公平性との矛盾が指摘されているところです。